

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
政策分野	取組の内容	役割分担		政策分野	取組の内容	役割分担	
		甲の役割	乙の役割			甲の役割	乙の役割
生 活 略				生 活 略			
機能教化の強化	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	地域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	(1) 不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 (2) 子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	地域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	(1) 不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 (2) 子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。
略				略			
産業振興	企業誘致の推進	地域への企業誘致を推進するため、企業誘致	(1) 地域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	(1) 甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	(1) 地域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報（以	(1) 甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	

略				
結びつきやネットワークの強化	地域を一元化する公共交通ネットワークの充実	生活地域を一体化する公共交通協議会の充実	(1) 地域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」といふ。)を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利	(1) 公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。

		み続けられる中部地域とするため、路線バスの再編入、及び利用促進を行う。	用促進に必要な調査及び研究を行い、その基本方針等を定めた地域公共交通網形成計画(以下「公共交通網形成計画」といいう。)を推進する。(2)公共交通事業者と連携して、甲の区域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。	(2)公共交通事業者と連携して、乙の区域における公共交通体系の構築に関する調整を行う。	を行う。	線バスの運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画(以下「公共交通連携計画」という。)を策定する。	(2)公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バスの運行体系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。
地域の生産者や消費者の連による地産地消	地産地消の推進	地域における地産地消を推進するため、地産地消に関する情報を共有し、関連する事業を行なう。	圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者(以下「圏域の地産地消の関係者」といいう。)と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。	圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。	地産地消の推進	(1) 地産地消の推進に関する地産地消の推進に参加し、圏域の地産地消協議会(以下「地産地消協議会」という。)を設置し、及	(1) 地産地消協議会に参加し、圏域の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び運営し、圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消に関する事業の調整を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 烏取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
北栄町長 松本 昭夫

